（東日本大震災分）

(1)　復旧・復興事業

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			100％
	公営住宅建設事業		
	災害復旧事業		
	一般単独事業		
公営企業債			
	水道事業		
	工業用水道事業		
	交通事業		
	電気・ガス事業		
	港湾整備事業		
	病院・介護サービス事業		
	市場・と畜場事業		
	地域開発事業		
	下水道事業		
	観光その他事業		
被災施設借換債			
国の予算等貸付金債			

（注１）　補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）　資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

(2)　全国防災事業

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般会計債			100％
全国防災事業			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気・ガス事業			
港湾整備事業			
病院・介護サービス事業			
市場・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			

（注１）　補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）　資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

○法務省告示第二百八号

少年院種別表（昭和二十五年法務府告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月十日　　法務大臣　上川　陽子

少年院種別表の備考中「北海少年院から」の下に「、東北少年院所轄青葉女子学園については東北少年院から」を加える。

○財務省告示第百四十五号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第五条第三号、第四号、第六号、第七号、第八号及び第九号の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫による小口の教育資金の貸付けに係る教育施設の基準等を定める件（平成二十年九月財務省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年四月十日　　財務大臣　麻生　太郎

第四条第三項第三号中「以上」を「又は五人」に改め、同条同項に次の一号を加える。

四　扶養する子等の数が六人以上の場合　三百七十万円と扶養する子等の数から五を控除した数に百万円を乗じて得た金額との合計額